

Point 1 意外とカンタン 「ふるさと納税」のやり方

ふるさと納税のやり方は簡単です。まずは寄付したい自治体を決め、ホームページなどから申し込みます。次に、決められた方法で寄付金を支払います。寄付先が5つまでの場合に限り、同時に「ワンストップ特例制度」の申請書を提出することで、その後の**確定申告が不要**になります。ワンストップ特例制度を使わない場合は、寄付を行った翌年に確定申告を行います。例えば、29年中に寄付した場合は、30年2月～3月に申告します。所得税は申告時に、市・県民税は**翌年度**に控除されます。



**ふるさと納税とは**  
ふるさと納税は「寄付金」でふるさとや愛着のある自治体を応援する制度。都道府県や市区町村に対して寄付を行うと、一定の上限額まで、自己負担を除く全額が所得税や市・県民税から控除されます。寄付金による控除を受けるためには、寄付を行った翌年に確定申告が必要。本来、

応援のカタチ "Furusato Nozei" is spreading

ふるさとを「寄付金」で応援するスタイルが広がっている。

ふるさとを元気にしたい。傷ついた人の力になりたい。優しい思いが、まちを活性化する。人と地域をつなぐ、新しい応援のカタチ。

Point 2 あなたはいくら? 寄付金の「控除上限額」

所得税と市・県民税から寄付金による控除を受けられるふるさと納税。右の例のように1万円の寄付を行った場合、**2千円の自己負担分**を除く8千円が控除されます。また、寄付金の控除には上限額があり、**上限額を超えた分**は控除の対象になりません。

ふるさと納税 (寄付金) 10,000円	確定申告	寄付金による控除額 8,000円	自己負担 2,000円
所得控除 1,800円	寄付した年の所得税から控除 (1)	市・県民税から控除 7,200円	寄付を行った翌年度の市・県民税から控除 (2基本分+3特例分)
2基本分 800円		3特例分 6,400円	

【例】10,000円を寄付(ふるさと納税)した場合の控除額

控除額やその上限額は、家族構成や年間所得によって大きく異なります。次の計算式や、総務省のホームページ(\*2)などで試算ができます。

【所得税からの控除額 (1)】

① = (寄付金額 - 2千円) × 「所得税の税率」  
\*控除の対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が上限。所得税の税率は課税所得による。また、49年中の寄付まで、所得税の税率には復興特別所得税の税率を加える

【市・県民税からの控除額 (2基本分+3特例分)】

②基本分 = (寄付金額 - 2千円) × 10%  
\*控除の対象となる寄付金額は、総所得金額等の30%が上限  
③特例分 = (寄付金額 - 2千円) × (100% - 10% - 所得税の税率)  
\*③が市・県民税の所得割額の20%を超える場合、特例分の控除額は(市・県民税の所得割額) × 20%で計算

申告相談は3月15日(水)まで

控除証明書やマイナンバーの用意を



佐藤沙紀 本庁税務課 市・県民税担当

3月15日(水)まで、市内各地で市・県民税の申告相談を行っています。申告は各種税金の算定の基礎になる大切な手続きです。申告期間内に忘れずに行ってください。すでに税務署で確定申告を済ませた人は、市・県民税申告の必要はありません。寄付金による控除を受けるには、寄付先の自治体が発行する受領書や控除証明書が必要です。そ

のほか▶マイナンバーや本人確認書類▶印鑑▶収入や控除の内容を証明する書類—などを用意してください。申告の日程など、詳しくは市ホームページ (<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/8,87015,61.html>) なども確認できます。

☎本庁税務課 ☎ 8244

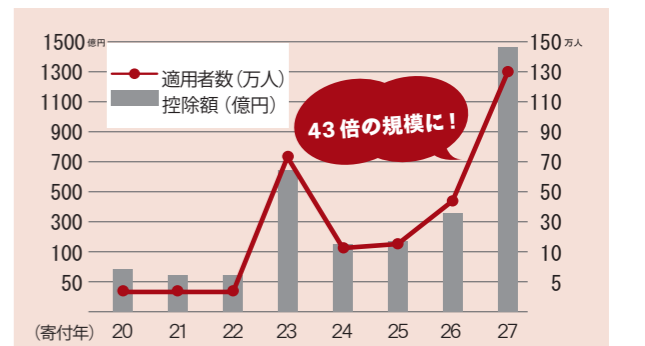


確定申告が不要な給与所得者などについては、27年度に新設された「ワンストップ特例制度」(※1)により、確定申告をしなくても控除を受けることができます。**地域を考えるきっかけに** 生まれ故郷だけでなく、応援したい地域であればどこでも寄付することが可能。納税者が自ら寄付先を選ぶ

ことで、寄付金の使い方を考えることにつながります。寄付先によっては、応援したい分野や事業などを細かく指定できるところも。自治体が使いまちを明確にするため、地域のあり方をあらためて考えるきっかけにもなっています。**被災地への支援方法として** ふるさと納税が導入され

た当初の寄付者は約3万人。3年ほど横ばいが続いていました。しかし、東日本大震災が起こると寄付者は約74万人に激増。未曾有の被害を受けた自治体や住民への応援や励ましの気持ちから全国から集まりました。最近では、昨年8月の台風10号による豪雨で被害を受けた岩泉町や久慈市に、短期間で多くの寄付が集まったといえます。ふるさと納税は被災自治体への支援方法としても注目されています。

【表】全国のふるさと納税額・税額控除を適用した人の推移



寄付した年	寄付人数	寄付金額	税の控除額
20	3万人	73億円	19億円
21	3万人	66億円	18億円
22	3万人	67億円	20億円
23	74万人	649億円	210億円
24	11万人	130億円	45億円
25	13万人	142億円	61億円
26	43万人	341億円	184億円
27	130万人	1470億円	999億円

8年で43倍の規模に

ワンストップ特例が制度化された27年度には、控除の上限額が約2倍に拡充されました。これらの制度改正を受けて、寄付者は約130万人と過去最高を記録。ふるさと納税がスタートしてから8年で、約43倍の規模に膨らみました。

\*2 総務省のホームページ…控除額が試算できるほか、ふるさと納税についての話題や各自治体の事業を紹介している。 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/mechanism/deduction.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html)

\*1 ワンストップ特例制度…寄付先の自治体に特例申請書を提出することで、確定申告をしなくても寄付金控除を受けられる仕組み。対象は、もともと確定申告が不要な給与所得者など。申請書は寄付先から入手する。寄付先は5団体まで